

原告団・弁護団声明

1 事件の概要と判決の内容

本日、東京地方裁判所民事第12部（成田晋司裁判長）は、「示現舎」を名乗る出版社が、「復刻版 全国部落調査」と称して全国の被差別部落の所在地や当該被差別部落の「生活程度」などを一覧表にした書籍を出版しようとし、同書籍の電子データや「部落解放同盟関係人物一覧」などと称して個人の住所や電話番号・SNSのアドレスなどのプライバシー情報を承諾なくインターネット上に開示しダウンロード可能な状態においていたことに対し、原告ら合計248名が、①「復刻版 全国部落調査」の出版禁止、②上記データ類のインターネット上からの削除と今後の利用禁止、③原告1名あたり110万円の損害賠償を求めていた裁判（事件番号東京地裁平成28年（ワ）第12785号事件など5事件併合 判決時の原告数は死亡等により235名）について、

（1）「復刻版 全国部落調査」の25都道府県部分についての出版差止めとネット上でのデータ配布の禁止、当該データの二次利用の禁止

（2）原告らの大部分について1人あたり5500円から44000円の損害賠償（賠償の合計額：488万6500円）

を認める判決を言い渡した。

2 判決の評価

この判決は、①被差別部落の一覧表の公表が身元調査を容易にし、部落差別を助長することを認め、②「復刻版 全国部落調査」に関し、出版の差止めに加えインターネット上でのデータ配布禁止や二次利用の禁止も認め、③原告らの大部分に対して「復刻版 全国部落調査」のデータ配布や「部落解放同盟関係人物一覧」のデータ配布にを理由とする賠償を認めたことなど、基本的に原告の主張を認める内容になっている。この点については、積極的に評価できる。

しかしながら、判決は、④原告らが主張し、仮処分段階で様々な裁判官が認めていた「差別されない権利」の侵害を否定したこと、⑤プライバシー権侵害に関し、一度情報を公開した者は、本件の被告らの上記行為に対する承諾を与えていないにも関わらずプライバシー権侵害の成立を認めない旨の判断を行ったこと、⑥プライバシー権侵害に関し、「復刻版 全国部落調査」に現在の住所地・本籍地が掲載された原告のみ救済し、親族の住所地・本籍地や過去の住所地・本籍地が記載された原告の救済を否定したこと、⑦差止めの範囲につき、「復刻版 全国部落調査」の全ての記載に対する差止めを認めず、一部の都道府県につき差止めの効力を及ぼさなかった点は、極めて問題であり、厳しく批判されるべきであると考えます。以下、要点を指摘する。

（1）被差別部落の一覧表を公開することは、どんな都道府県が対象であっても違法と判断していること

判決は、「復刻版 全国部落調査」について、被差別部落の地名のみが記載された一覧表であっても、その公表は身元調査を容易にする行為であり、原告ら

個人のプライバシー権・名誉権を侵害する違法な行為となることを認めた。

判決は一部の都道府県については「復刻版 全国部落調査」の出版等の禁止を認めていないが、それは当該都道府県について被差別部落の一覧表を作成しても適法と判断したからではない。判決は、原告も被告のいずれも主張しない「プライバシー権侵害を理由とする差止めの範囲は当該原告が住所・本籍を置いている都道府県の範囲に限られる」という珍妙な論理を採用し、それゆえに一定の都道府県との関係において救済を否定される原告が発生した。たまたま、ある都道府県において判決が設定した条件を満たす原告がいなかったために差止めが認められなかったとしても、当該都道府県における被差別部落の一覧表情報の公開は違法であると判断している点に留意すべきである。

- (2) 被差別部落の一覧表の公開は人格権を侵害する行為であり、賠償に加えて差止めも認められると判断していること

判決は、「復刻版 全国部落調査」の公表すなわち被差別部落の一覧表の公開が違法であることを前提に、原告らの損害賠償を認めたことに加え、公表の禁止（差止め）も認めている。

判決は、「復刻版 全国部落調査」の公表による被害につき「結婚、就職等において差別的な取扱いを受けたり、誹謗中傷を受けたりするという深刻で重大なものであり、その回復を事後に図ることは不可能」と明快に断じ、差止めを認め、被差別部落の一覧表の公開を禁止する必要性を認定している。

- (3) 「復刻版 全国部落調査」の公表に加え、「部落解放同盟関係人物一覧」の公表についても差止めの必要性と公表による損害賠償を肯定していること

判決は、「部落解放同盟関係人物一覧」に関する情報の公開についてもプライバシー権侵害・名誉権侵害にあたり違法であるとの判断を行い、被告が暴露したプライバシー情報の種類に応じて損害賠償の金額を算定している。判決は「部落解放同盟関係人物一覧」については結論として差止めを認めていないが、その理由は「部落解放同盟関係人物一覧」の情報が仮処分決定を受けて削除済みであるなどの技術的な理由によるものであり、判決は削除の必要性自体は肯定している。

以下は、判決の問題点である。

- (4) 差別されない権利を認めなかったこと

判決は「差別されない権利」に関して「権利の内実是不明確であって、プライバシー等他の権利が侵害されている場合を超えてどのような場合に原告ら主張の権利が侵害されているのか…判然としない」として、その権利性を認めなかった。プライバシー権等の侵害が認められれば十分という判断である。

しかしながら、例えば「プライバシー権の侵害はないが、差別されない権利が侵害された」との場面は容易に想定できる。判決の論理によれば、「自分は被差別部落出身である」と積極的に公表している者にはプライバシー権侵害が成

立しないことになるが、そのような者に対しても「被差別部落出身だからお前は就職させない」との扱いをすれば、それは部落差別であり、差別されない権利を侵害するのである。

判決は、「差別されない権利」についてわずか5行の判断で切り捨てており、原告の主張を十分吟味することを避けた点は強く批判されるべきである。

(5) アウティングの被害について鈍感な判断をしていること

判決は、原告に対する権利侵害を認定する際の基準として、「被差別部落出身」「関係する団体の役職」などの個人情報被告が暴露しても、その情報につき「既に広く知られている又は不特定多数の人に知られることを容認している」と判決が認定した原告について、権利侵害を認めないという判断をした。

この判断は、極めて問題である。

日本社会に根強く残存する部落差別の現状を踏まえた場合、原告らが自らが被差別部落の出身であることを明かすのは、相手がよほど信頼でき、かつ、部落差別をなくすための運動に理解があると考えられる場合である。講演などにおいて不特定多数に自らの出身に関する情報を開示することがあっても、それは、部落差別根絶のために共に闘う人士の範囲でのみ情報を流通させるために開示したものであって、決して「部落解放同盟関係人物一覧」への掲載までを認めた訳ではない。

原告は、部落差別をなくしたいという動機に基づき、自らを被差別部落の出身であると信頼できる人士に伝えること（カミングアウト）は行うことがあるが、「復刻版 全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」といった、差別にしか利用されることがない「リスト」に対して、出自等に関する個人的な情報を暴露されること（アウティング）は一切承諾していない。

判決は、プライバシー権に関する情報コントロール権の概念や、アウティングが悪質な権利侵害であることの認識に極めて乏しく、その結果、受けた被害は他の原告と変わりはないにもかかわらず、一部原告の権利救済を否定しており、重大な欠陥を有している。

(6) 現在の住所地・本籍地に関わる原告のみの救済にとどまったこと

判決は、プライバシー権侵害に関し、現在の住所地・本籍地が「復刻版 全国部落調査」に記載されている原告のみを救済し、過去の住所地・本籍地が掲載された原告や、親族の住所地・本籍地が掲載された原告の救済を否定した。

しかし、部落差別は「現在、被差別部落とされる地域に住所・本籍がある」人のみが対象となる訳ではない。結婚差別の例に明らかであるが、地方の被差別部落出身者が東京に出てきて別の住所本籍を持ち暮らしていても、結婚に際して戸籍情報などを調査され「あなたは被差別部落出身であるので、結婚はさせない」などと差別されるのが、根強い部落差別の実態なのである。

判決は、現実には発生している部落差別の実情を全くわかっていない。果たして、裁判官は結婚差別・就職差別を受けた原告らが作成した血を流すような内

容の陳述書を真剣に読み、本人尋問を真剣に聞いたのか。原告の尋問に際し中村心裁判長（当時）が「あなたの青年の主張はもういいから」と茶々を入れ、代理人から猛抗議されたにもかかわらずその結果を尋問調書から削除した経過を見るに、裁判官が部落差別の実情を軽視して判決を書いたことが強く窺われ、現在の住所地・本籍地に関わる原告のみの救済にとどめたことは強く非難されるべきである。

(7) 「復刻版 全国部落調査」全体の差止めを認めず、一部都道府県を差止めの対象外としたこと

判決は、原告の権利侵害について「差別されない権利」の侵害を否定し、プライバシー権侵害と名誉権侵害のみを認めた結果、「復刻版 全国部落調査」の出版等の差止めについて、「復刻版 全国部落調査」全体の差止めを認めず、権利侵害を認定した原告が存在する都道府県のみを差止めの対象とした。

これは、最も問題である。

原告は、「復刻版 全国部落調査」について被差別部落の地名一覧表が出回ること自体が権利侵害であり、被害であることを裁判で訴えてきた。そのことを理解してもらうべく「差別されない権利」に関わる主張もした。

しかし、判決は、仮処分段階では全ての裁判官が認めた「差別されない権利」を認めず、極めて狭い「プライバシー権」の理解を前提として、一部の都道府県についてのみ「復刻版 全国部落調査」の差止めを認めた。判決はその前段で日本に残る根強い部落差別について詳論しているにもかかわらず、一部都道府県とはいえ差止めの範囲から除外する判断を行ったことは、結果的に裁判所が「復刻版 全国部落調査」の発行に手を貸したと判断される行為であり、強く非難されるべきである。

「復刻版 全国部落調査」は身元調査、部落調査に利用される「被差別部落の一覧表」であり、その全ての記載の差し止めが認められなければならない。裁判所は本件裁判の意義を踏まえ、いたずらに権利を矮小化した判断をしており、その判断は根本的に誤っている。

3 原告団と弁護団の決意

以上のとおり、判決が「復刻版 全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」について、その情報の公開が部落差別を助長する違法な行為であることを認め、出版の差止め、インターネット上での情報公開の禁止、二次利用の禁止、損害賠償の全てを認めた点は評価できるものの、判決には多くの欠陥が存在していることは明らかである。

原告団・弁護団はこの判決に対して、その欠陥を是正させるべく控訴し、控訴審において原告の主張を的確に認めさせるべく全力を尽くす予定である。

以上、声明とする。

2021年9月27日

復刻版全国部落調査出版差止め請求事件 原告団・弁護団一同